

給与 R4 システム 雇用保険料率改定のお知らせ・概算確定保険料等申告書の資料の作成方法

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、下記の内容につきましてご連絡申し上げます。ご査収のほどよろしく願いいたします。なお、このたびの改定に伴うシステムのバージョンアップはございません。

敬具

1. 改定内容について

平成29年4月より雇用保険料率が以下のとおり改定されます。

事業の種類	改定前	改定後
一般の事業	1000分の11.000 (1000分の4.000)	1000分の9.000 (1000分の3.000)
農林水産業 清酒製造業	1000分の13.000 (1000分の5.000)	1000分の11.000 (1000分の4.000)
建設業	1000分の14.000 (1000分の5.000)	1000分の12.000 (1000分の4.000)

() は被保険者の方が負担する部分です。

2. 料率変更が必要な会社

雇用保険料率により、従業員情報に登録されている雇用保険料を自動計算している場合は、料率変更作業を行ってください。雇用保険料を控除していない場合は料率変更を行う必要はありません。

E i ボードで自動ダウンロードが有効になっているコンピューターでは、3月31日(金)に「社会保険関係料率マスター」が自動ダウンロードされています。料率変更は「料率配信受入」によって行われるため、手動で料率を変更する必要はありません。

- ・自動ダウンロードの設定方法や料率配信受入画面の初期設定については [サポート] → お知らせ欄「給与システム 料率配信受入 初期設定のご案内」をご参照ください。
<http://r4support.epson.jp/r4support/PInfoR4.nsf/R4/H000019>

「社会保険関係料率マスター」の自動ダウンロードは保守契約をされているお客様向けのサービスです。なお、自動ダウンロードは、お客様のPCがインターネットに接続されていることが前提となる機能です。

3. 計算条件：雇用保険料率の変更方法

4月分の給与(賞与)からは、新しい料率で雇用保険料の徴収を開始します。
4月分の給与(賞与)処理を行う前に次の操作で雇用保険料率を変更してください。

「社会保険関係料率マスター」が自動配信されるコンピューターでは、支払月4月以降で会社データ起動すると、「料率配信受入」画面が表示されます。
「料率配信受入」画面が表示されたら、料率の変更内容を確認し、反映する支払月に問題がなければ[実行]をクリックしてください。(手動で料率を変更する必要はありません。)

	計算条件の保険料率	自動配信の保険料率
健康保険_給与	49,800	49,550
(内)特定保険_給与	18,350	18,850
介護保険_給与	7,900	8,250
雇用保険	4,000	3,000

給与(賞与)の支払月4月を選択すると、「料率配信受入」画面が表示されます。

◎ 注意

翌月支給の場合は、新料率をいつから使用するか(3月度4月XX日支払分、4月度5月XX日支払分のいずれとするか)は、会社として、どちらを4月分として納付するかにより異なります。料率を変更する時期が不明な場合は、公共職業安定所(ハローワーク)などにお問い合わせください。

①給与 R4 システムを起動して、会社を選択し[選択]をクリックします。

②処理月選択画面で新しい保険料で徴収を開始する月を選択して[選択]をクリックします。

当月支給の場合：
給与または賞与の
支払日 4月xx日を選択

翌月支給の場合：
給与の
・支払日 4月xx日
・支払日 5月xx日
いずれかを選択
または
賞与の
支払日 4月xx日を選択

③ [設定] → [計算条件] を選択します。

④計算条件の設定画面が表示されます。雇用保険料率を変更します。

保険料率 (従業員負担分) (/1000)	健康保険	給与	49.550	健康保険料率は協会けんぽ「東京都」の場合です。都道府県ごとに料率は異なります	
		賞与	49.550		
	(内)特定保険	給与	18.650		
		賞与	18.650		
	介護保険	給与	8.250		
		賞与	8.250		
	厚生年金	給与	90.910		事業の種類が 一般の事業の場合は3.000、 農林水産業・清酒製造業、建設業の場合は 4.000に変更します。
		賞与	90.910		
	厚生年金基金	給与	0.000		
		賞与	0.000		
	雇用保険		3.000		

⑤ [確定] をクリックします。確認画面が表示されますので [はい] をクリックします。
変更後に行う給与（賞与）計算からは新しい料率による雇用保険料が表示されるようになります。

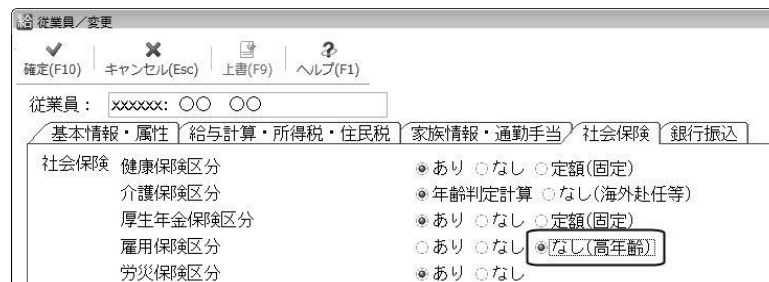
◎ 注意

料率変更した後、計算条件の設定で「過去データの修正」が「あり」の状態です。過去のさかのぼって給与や賞与の入力画面を開くと、変更後の保険料で再計算されてしまいます。給与や賞与の処理が済んでいる月の入力画面を開くときには、給与明細／従業員の選択画面で [ロック] を行ってから、明細を開いてください。

4. 概算・確定保険料等申告書の資料の作成方法

当システムで、概算・確定保険料等申告書の資料を作成されるお客様は、次の操作で料率を変更してください。

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の雇用者も雇用保険の適用対象となりますが、平成 31 年度までは雇用保険料徴収の対象外ですので、給与システムでは、従業員の設定で「雇用保険：なし（高年齢）」を選択する必要があります。



※平成 29 年 4 月時点で 64 歳以上（生年月日が昭和 28 年 4 月 1 日まで）の従業員を登録する場合は、雇用保険を「なし（高年齢）」で登録してください。

（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがある場合のみ。左記に該当しない場合は、「雇用保険：なし」にしてください。）

《参考》

[サポート] → お知らせ欄「65 歳以上の雇用保険の適用拡大について」をご参照ください。
<http://r4support.epson.jp/r4support/PIInfoR4.nsf/R4/H000416>

※平成 29 年 1 月以降「雇用保険：なし」であった従業員を「雇用保険：なし（高年齢）」に変更した場合は、算定基礎賃金集計表の平成 28 年 4 月～平成 28 年 12 月も雇用保険対象の「（うち高年齢分）」として集計されます。対象の従業員がいるときは、算定基礎賃金集計表を上書きで修正してください。

- ①給与 R4 システムを起動して、会社を選択し [選択] をクリックします。
- ②処理月を選択して [選択] をクリックします。
- ③ [給与] → [労働保険の申告書の資料] を選択します。

[労働保険の申告書の資料]は、処理月4月～7月を選択すると処理できます。
(計算条件の「支給日の特別処理」が「翌月日付(特別)」の場合は処理月3月～6月)

- ④労働保険の申告書の資料画面の [労働保険の申告書] タブが表示されます。
必要に応じて、集計期間を見直します。
- ⑤システムでは労災保険は「その他の事業—その他の各種事業」、雇用保険は「一般の事業」の料率が初期値で表示されます。お客様の事業の種類にあわせ各保険料率を上書で変更します。
- ⑥労働保険の申告書に記載されている「申告済概算保険料額」を入力します。
- ⑦「充当の意思」欄の選択を確認します。必要に応じて変更してください。
- ⑧ [算定基礎賃金集計表] タブを選択すると算定基礎賃金集計表の画面が表示されます。
労働保険の申告書画面の「保険料等算定基礎額」には算定基礎賃金集計表画面の集計値が表示されます。
労働保険の申告書画面で合計値を上書で修正することも可能ですが、算定基礎賃金集計表画面で月ごと集計値を変更することも可能です。
- ⑨すべての入力が終了したら [ロック] をクリックします。背景色が黄色になり、入力値が確定します。
(修正が必要な場合は [ロック解除] をクリックしてください。)
[確定] をクリックして労働保険の申告書の資料画面を閉じます。

9 入力が終了したら[ロック]→[確定]

8 算定基礎賃金集計表の形式で確認できます。

項目を選択して、上書(F11)をチェックすると上書入力ができます。

4 必要に応じて集計期間を変更します

5 お客様の事業の種類にあわせて確定保険料率は改定前の料率を概算保険料率は改定後の料率を設定してください。

画面の例は、
 労災保険を「その他の事業—その他の各種事業」
 雇用保険を「一般の事業」で設定したものです。

6 申告済概算保険料額を入力します。

7 充当意思を選択します。

労働保険の申告書		算定期間	平成28年 4月 1日	から	平成29年 3月 31日	まで
区分	保険料等算定基礎額		保険料・拠出金率		確定保険料等額	
労働保険料(労災+雇用)	43,258 千円		14.000 /1000		865,612 円	
労災保険分	0 千円		3.000 /1000		0 円	
雇用保険	0 千円		11.000 /1000		0 円	
雇用保険法適用者	0 千円		11.000 /1000		0 円	
高年齢労働者	0 千円		0.020 /1000		865 円	
保険料算定対象者	0 千円				0 円	
一般拠出金	43,258 千円				865 円	
申告済概算保険料額		638,428 円				

概算保険料算定内訳		算定期間	平成29年 4月 1日	から	平成30年 3月 31日	まで
区分	保険料算定基礎額		保険料率		概算保険料額	
労働保険料(労災+雇用)	43,258 千円		12.000 /1000		519,096 円	
労災保険分	0 千円		3.000 /1000		0 円	
雇用保険	0 千円		9.000 /1000		0 円	
雇用保険法適用者	0 千円				0 円	
高年齢労働者	0 千円				0 円	
保険料算定対象者	0 千円				0 円	

差引額	(イ)充当額	(ロ)還付額	(ハ)不足額	充当意思
	32,816 円	0 円	0 円	3:双方に充当

期別納付額	(イ)概算保険料額	(ロ)労働保険料充当額	(ハ)第2期納付額
全期又は第1期(初期)	0 円	865 円	487,145 円
第2期	0 円	0 円	0 円
第3期	0 円	0 円	0 円

4/5

変更内容は以下のとおりです。

区分		保険料・拠出金率
確定 保険料 算定 内訳	労働保険料(労災+雇用)	お客様の事業の種類の変更前の雇用保険料率と労災保険料率を合算した率を上書で入力します。
	労災保険分	お客様の事業の種類の変更前の労災保険料率を上書で入力します。
	雇用保険分 高年齢労働者/保険料算定対象者	お客様の事業の種類の変更前の雇用保険料率を上書で入力します。 ・一般の事業: 11.000/1000 ・農林水産業・清酒製造業: 13.000/1000 ・建設業: 14.000/1000
一般拠出金		事業によらず、0.020/1000です。
概算 保険料 算定 内訳	労働保険料(労災+雇用)	お客様の事業の種類の変更後の雇用保険料率と労災保険料率を合算した率を上書で入力します。
	労災保険分	お客様の事業の種類の変更後の労災保険料率を上書で入力します。
	雇用保険分 保険料算定対象者	お客様の事業の種類の変更後の雇用保険料率を上書で入力します。 ・一般の事業: 9.000/1000 ・農林水産業・清酒製造業: 11.000/1000 ・建設業: 12.000/1000

参考: 保険料等算定基礎額上書時の注意点

- ・雇用保険の内訳入力をする場合は、雇用保険分の雇用保険法適用者、高年齢労働者の保険料の順に上書入力してください。
- ・「高年齢労働者」の金額が0の場合は、「雇用保険法適用者」の金額を上書入力すると、「保険料算定対象者」(確定・概算)の金額を正しく計算できませんので見直してください。
- ・「高年齢労働者」の金額が0でない場合、確定保険料算定内訳の保険料算定対象者の金額を上書入力した値は、概算保険料算定内訳の保険料算定対象者の金額には反映されませんので見直してください。

以上、よろしくお願いたします。